

主 文
本件各控訴を棄却する。
理 由

五、控訴趣意第二点一、憲法第一三條等の解釈適用の誤りの主張について。所論の要旨は、原判決は、犯罪捜査のたれ人意思に反しその肖像を写真撮影でらざるべきであると判示しているが、右は憲法第一三條等の解釈適用を誤つたものであらざる、すなわち、いわゆる肖像権がプライバシーの権利の一種として認められても、犯罪捜査の必要上制限を受け、写真撮影は任意捜査の一種として相手方の意思に反してもこれを許さるべく、また、現実に発生がなくとも、まさに犯罪が行われようとする場合、又は既に発生した犯罪に引き続きさらに犯罪が発生せんとする状況下にあるような場合既に発生した犯罪に引き続きさらに犯罪を計されるべきである、従つて、原判決の見解は、犯罪捜査の権限を必要以上に制限する誤りを犯しているものであり、この誤りがなければ、Aの本件写真撮影行為はプライバシーの権利を侵害した実質的に違法なものであり、刑法上の保障に値する公務の執行とはなし得ないという結論は出なかつたはずであるから、判決に影響を及ぼすことが明らかであつて原判決は破棄を免れないというのである。

よつて案ずるに、原判決が（本件写真撮影の違法と公務執行妨害罪の成否）の項において判示した憲法第一三條の解釈適用及び写真撮影行為の違法についての判断は、結論においてこれを肯認することができる。以下において論旨の各細目について分説すれば、次のとおりである。

1) について。

〈要旨第一〉わが国において、実定法上肖像権が確立されていないことは、所論のとおりであるが、憲法第一三條が基本〈要旨第一〉的人権たる生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大限に尊重することを要請していることに鑑みれば、自由及び幸福追求に関する国民の権利の内容として、公共の福祉に反しない限り、国民はその承諾なくして写真撮影されたり、これをみだりに公表されたりすることがないことを内容とする利益を持つものであり、これは私生活をみだりに公表されないことを内容とする国民の自由及び幸福追求の権利に内包されるものと解される（これをいわゆるプライバシーの権利と称することはあるが、実定法上確定された権利であるとするにはなお疑問がある。）。しかし、権利ではなくて利益であるとしても、かかる利益が尊重されなければならないことは当然である。従つて、原判決が肖像権を実定法上の権利であると判断したからといつて、これをもつて重大な誤りであるとはできない。

次に、前記の承諾なく写真撮影されこれを見だりに公表されない利益といえども、無制限なものではなく、公益上の理由、報道の自由などから来る制約があることも、憲法第一三條の趣旨とするところであり犯罪捜査は、公共の福祉を保持する国権作用の一部であつて、犯罪捜査に関し写真撮影が許容される場合があることは、所論のとおりであり、原判決もこれを認めているところである。

問題は、犯罪捜査のため被疑者の写真撮影がいかなる場合に許されるか、換言すれば、犯罪捜査のため被疑者の写真撮影が許される要件いかんであるが、犯罪捜査のための写真撮影は、刑事訴訟法が令状を必要とする旨規定していないところからみて任意捜査であると解すべきであるが他面写真機及びフィルムの機械的操作により人の意思に反する撮影をたやすくすることができ、撮影した写真は、信用性のあつた証拠として、公判審理の際に使用される確率が高いものであるから、犯罪捜査に必要があるというだけの理由で無制限に被疑者の写真撮影が許されるとすることは、行き過ぎであるといわなければならない。所論は犯罪捜査のための被疑者の写真撮影につき、原判決が現行犯人逮捕、逮捕状が発せられている被疑者の逮捕、緊急逮捕の要件の備つていない被疑者の逮捕の際及びこれらの者を逮捕するに必要と認められ、その方法が一般的に容認されるものであり、現に罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合又はまさに犯罪が行われようとする場合、既に発生した犯罪に引き続き更に犯罪が発生しようとする状況がある場合には、証拠保全の必要が認められ、その方法が一般的に容認さ

れる相当なものである限り、相手方の意思に反しても写真撮影ができるので〈要旨第二〉あつて、被疑者の逮捕のため必要であることを要しないと主張するので、この点につき考察すると、なるほど〈要旨第二〉原判決が現行犯人その他被疑者の逮捕の際及びこれらの者を逮捕するについて必要があるときに限定しているのは、その要件が厳格に過ぎるものと解せられるし、犯罪捜査のための被疑者の写真撮影は、原判決が判示する以外の場合においても、現に罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合、犯罪がまさに行われようとしている場合及び既に発生した犯罪に引続き更に犯罪が発生しようとする状況がある場合において、証拠保全の必要性及び緊急性が認められその方法が一般的に容認される相当性を備えるときは、相手方の意思に反してもこれをなし得るものと解すべきであるから、原判決が犯罪捜査のため被疑者の写真撮影が許される要件につきとつた見解は狭きに失するものといわなければならない。ただ、犯罪捜査のための被疑者の写真撮影は、刑事訴訟法が定める任意捜査が被疑者の同意を前提としていることを考慮すると、強制捜査的要素もなれないわけではなく、撮影された写真が将来公判審理において有力な証拠として使用される確率が高いので、前記の写真撮影の許される要件を個々の事案に適用するに際しては、前記の国民の写真撮影に関する利益を不当に侵害しないよるな配慮が必要である。所論も言及する集団暴行事犯その他の集団犯罪の現行犯は、必要性、緊急性があると判断される事例であろうし、一、二名程度の少数の犯罪は必要性、緊急性を認むべきでない事例であり、集団全体又はその一部を集団犯罪の状況にすることを認むべき事例であるが、集団との関連が明らかでないような単なる顔写真を撮影することは相当性の認められない事例であろう。以上判断のとおり、原判決には憲法第一三条の解釈適用及び犯罪捜査のための写真撮影が許される要件について多少の判断の誤りがないわけではないが、右の誤りは、本件においては、判決に影響を及ぼさないことは、後記判断のとおりである。

2 について。

原判決が本件につきA公安職員の写真撮影につきその現場はなんら犯罪の行われなかった場所と認められず、その他写真撮影の許されるいづれの場合にも該当せず、本件写真撮影は許されないと見るべきであると判示している点は、これを肯認することである。所論は、少なくとも被告人らが妨害しようとした、当時におけるA公安職員の写真撮影は、入浴を阻止する助役らと入浴せんとする職員らが押合いの結果職員浴場入口のガラスが破壊された直後であること及びAが写真撮影した場所は右浴場の前であつて、右のように浴場入口のガラスが破壊されたことは一応器物損壊又は暴行等の犯罪が発生したと疑うに足りる相当な理由のある場合であるというべきであり、かような場合その現場周辺の状態を写真撮影することは現に犯罪が行われるて間がない場合の証拠保全として捜査上必要であり、かつまた許された行為であると主張するが、既に控訴趣意第一点において判断したとおり、本件における事実関係は、所論の浴場入口付近において、入浴を阻止する助役らと入浴しようとする職員らが押合いの結果浴場入口のガラスが破壊されたが、右は器物損壊又は暴行等の犯罪を構成するものとは認められないばかりでなく、A公安職員はB公安職員から右浴場入口における押合いの状況につき写真撮影を指示されたが、一瞬のときごとであつたため、シャッターチャンス逃してしまつたのち、押合いのあつた浴場入口付近ではあつても、浴場入口とは別方向の入浴のため裸で集つた職員たちがせいぜい管理者側に抗議しているとしか受け取れない場面を撮影し、引き続き撮影を行しようとしたものであるから、A公安職員の写真撮影は、前記1において判断した犯罪捜査のため被疑者の写真撮影が許される要件を欠くことが明らかである。すなわち、A公安職員が写真撮影を開始した時点において、撮影の対象となつた人及び場所を考察すると、犯罪の発生がなく犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合、まさに犯罪が行われようとする場合、既に発生した犯罪に引続きさらに犯罪が発生しようとする状況のある場合のいづれにも該当しないから、必要性、緊急性、相当性の点を問題とするまでもなく、右要件を欠くことが明らかである。原判決には所論のような法令解釈適用の誤りはない。

3 について。

原判決がA公安職員が腰に手拭を巻きつけただけという裸体姿の職員を写真撮影したことは違法であるとした判断はこれを是認することができ。所論は、本件の場合には相手方をことさらに強制的に裸体にして写真撮影したのではなく、職員たちは浴場に脱衣場が設けられているにもかかわらず、自ら他人の目に触れるように屋外において擅に半裸体となつていたものであつて、職員自らプライバシーの権利を放棄しているのであるから、本件写真撮影が職員のプライバシーの権利を侵害

するものとして、違法であるとする原判決の判断は誤りであるとする主張するが、前記判
断の場合、A公安職員の写真撮影は、犯罪捜査のたが被疑者の写真撮影が許され
ない場合、着用せよと強意したものであつて、裸体姿であつた点において通常
抗議してより一層強く意に反して写真撮影されたものといわなければならない
職員たちの利益を侵害したものでないこと、職員らが脱衣場があるにか
が違法であることとは明らかではないこと、職員らが脱衣場があるにか
において裸体となつていたことによつては、右判断を左右することは
決には、結局、所論のような法令解釈適用の誤りはない。

六、控訴趣意第二点二、刑法第九五条の解釈適用の誤りの主張について。
所論の要旨は、原判決は公務執行行為に多少の瑕疵があつたかからといつて直ちに
その職務の執行が刑法上保護に値しないとするものではなく、その基準は国家が公
権力の強力な執行を要請する都合と国民の人權保障の必要性の程度に依りて
に事案の軽重を勘案して判定されなければならない、本件についてみると、入浴時
間の慣行を無視してまで一方的にその規制を必要とする緊急性は一つ認められ
ず、そこに強力な公権力を要請する都合は乏しく、これに反して本件写真撮影行為
は、不法行為の撮影と称して隠しカメラを持つて、いきなり人の裸体写真を撮
し、その釈明にも耳を藉さない強引な方法、しかも紛争状況は一つ撮つておら
ず、裸の職員の平穩なる話合いの状況写真である点を考察するとき、プライバシー
の人權侵害の面より、国民の人權保護の必要性は頗る強度なものといわねばなら
ず、鉄道公安職員が適法な写真撮影行為だと信じたとしても、余りにもその瑕疵が
大であつて、とうてい適法な職務の執行であるとはできず、それがなければ、公務執行
が、右は刑法第九五条の解釈適用を誤つたものであるから、右の誤りは判決に影
妨害罪の成立が否定されることがなかつたはずであるから、右の誤りは判決に影
を及ぼすことが明らかであつて原判決は破棄を免れないというにある。
よつて案ずるに、原判決が（本件写真撮影の違法と公務執行妨害罪の成否）の項
において、公務執行妨害罪の成否につき判示するところは、結論においてこれを是
認することができる。以下において論旨の細目に従つてこれを分説すれば次のお
りである。

1 について。

所論は、瑕疵ある公務執行であつても、一応有効な職務の執行と認められるも
の、すなわち、公務員の職務権限に基づく行為と認められるものであれば、公務員
が善意である限り、刑法上の保護に値するものであり、行為の法律的効力に影
ない形式上、実質上の瑕疵はもとより、行為の法律的効力が客観的には無効とな
るべき性質のものであるから、その際は一応その公務員の判断に従つて正当な公
務として取り扱い、刑法上の保護に値しない公務執行とはいえないとするのが従
来の判例であり（大審院大正七年五月一四日判決刑録二四輯六〇五頁、同明治三
六月一日判決刑録九輯九二七頁等）、しかも、公務執行における瑕疵がその公
務の執行に及ぼす影響の度合は、公権力を強制的に行使する場合としき
からざる場合とによつて異なり、前者の場合には比較的軽微な瑕疵があつても
に保護に値しないとされる場合もあろうが、後者の場合には緩やかに解し、ある
程度の瑕疵があつても影響を受けないと解すべきであるから（大阪高等裁判所
二年七月二二日判決高刑集一〇巻六号五二一頁参照）、原判決は従来判例に反
する独自の見解をとるものとして、刑法第九五条の解釈を誤つたものである。そ
して、本件の場合A公安職員は鉄道公安職員の職務に関する法律に基づき司法警
察職員の職務を行う者として犯罪捜査に従事し、また、鉄道公安職員基本規程
に依りて備活動に従事中、職員浴場入口のガラスが破壊されるなど現に犯罪が
行われたと認められる事態が発生し、更に引続き同種の犯罪が発生するおそれ
のある状況を見たので、証拠保全のため現場及びその周辺を写真撮影しよう
としたものであるから、かりに写真撮影した状況が客観的に犯罪を構成する状
況でないとしても、鉄道公安職員としての職務権限に基づき、犯罪の発生あり
と判断して証拠保全のためその状況を写真撮影したものであるから、刑法上の保
護に値する適法な職務の執行といわなければならないと主張する。

よつて案ずるに、論旨援用の大審院明治三六年六月一日の判決は巡査の現行犯逮
捕に際し、現行犯と認めたのが錯誤であつても、真に現行犯と信じたときはその引

は同一に帰するから、原判決の右法令解釈適用の誤りは判決に影響を及ぼさないことが明らかである。なお、本件の写真撮影行為がなんら強制力を用いたものでないことは明らかであるが、この事由によつて、A公安職員の本件写真撮影行為が刑法上の保護に値するものと解することもできない。

次に、所論は、本件の写真撮影に関しA公安職員が相手方の釈明を受けてこれに
応じなかつたとしても、釈明に応ずる義務があるとするには疑問があり、これをも
つて刑法上の保護に値しない程の重大な瑕疵とは認められず、かりに釈明に応ずる
義務があるととしても、釈明を求める者が真に写真撮影の目的が判らず、真摯に釈明
を求め、かつ釈明が可能であることを前提とすべきである、本件においては、A公
安職員の写真撮影の目的については、被告人らは釈明を求めるまでもなく知悉して
おり、そのため最初からこれを妨害しようとしていたものであるから、A公安職員
には釈明の義務はないと主張するので、この点について案ずるに、所論の犯罪捜査
のための被疑者の写真撮影に関する釈明要求及びこれに応ずる義務は、実定法上権
利、義務として具体化されたものでないこと及び被疑者が一見明白に写真撮影者
身分、撮影の目的を知り得る場合（たとえば制服の警察官が集団示威行進中の犯罪
行為の状況を撮影する場合）には、釈明を要求する必要及び釈明に応ずる義務が
ないことは、所論のとおりであるが、一見して写真撮影者の身分、撮影の目的が明
かでない場合において、被撮影者の要求があるときは、撮影者は身分、目的など必
要な事項を釈明するのが妥当であり、釈明を拒否することは、写真撮影行為の相当
性の判断に影響を生ずることがあり得るものと解すべきである。本件においては、
A公安職員の本件写真撮影は、私服で行われ、一見同人の身分や撮影の目的が明ら
かな場合とはいえないので、同人が被告人らの釈明に応じなかつたことは妥当な態
度とはいえないのであるが、前記判断のとおり、この点を考慮するまでもなく、同
人の写真撮影行為は違法であつて刑法第九五条の保護に値しないので、これ以上
判断を加える必要がないこととなるのである。2 について。

右1において判断したとおり、原判決のいう国家が公権力の強力な執行を要請す
る場合という基準は採用すべきではないこと、原判決が入浴規制のため公権力の行
使をしたかのごとき誤解を生ずる表現をしていることは所論のとおりであるが、原
判決が本件写真撮影行為は刑法第九五条の保護に値しないとした結論はこれを是認
すべきものであるから、原判決の右法令解釈適用の誤りは判決に影響を及ぼさ
ないことが明らかである。

七、 控訴趣意第二点三、刑法第三五条の解釈適用の誤りの主張について。
所論の要旨は、原判決はプライバシーの権利侵害としての写真撮影が行なわれ又
は行われようとしているとき、その被害者には、盗犯の現場におけると同様に自
手段が許されるべきであり、ある限度においての自衛行為は、違法性を阻却する、
被告人らとのつた行動はプライバシーの権利に対してなされた被害を回復する手
を発見し、併せて将来予想される同様の侵害を防止するため已むを得ずなされた
ものであり、本件行為以外にその目的を果す必要な方法がなかつた、従つて、被
告人らの本件撮影妨害行為にやや妥当を欠く点があつたとしても、侵害されるべき
法益との均衡を失わない限度において、更にまた、社会通念上許される相当な手段
によりなされたものであるならば、なんらかの犯罪構成要件に該当したとしても、
これを法秩序全体の見地から、刑法第三五条の正当行為とみなし、実質的にはなん
ら違法性を持たないものと解するのが相当であると判示しているが、右は刑法第三
五条の解釈適用を誤つたものであり、それがなければ、被告人らの暴行、傷害が
罪とならないとされなかつたはずであるという点において、判決に影響を及ぼす
ことが明らかであるから原判決は破棄を免れないというにある。

よつて案ずるに、原判決が（被告人らの行為の正当性）の項において判断したと
ころは、これを容認することができる。以下において論旨の細目につき分説す
れば、次のとおりである。

1 について。
原判決がある限度においての自衛行為は違法性を阻却すると判示していること、
自衛行為を広く認めることは現在の法秩序とあい容れないので、これを認めるとし
ても厳格な要件の下にこれを認むべきことは、所論のとおりであるが、原判決が安
易に広く自衛行為の成立を認める趣旨であるとする非難は失当である。原判決の
判示するところは、盗犯の現場における場合を引例して、プライバシーの権利（前
記判断のとおり利益と解するのが相当である。以下同じ。）侵害としての写真撮
影が行われた場合ある限度においての自衛行為ができそれは違法性を阻却する、
自衛行為として違法性が阻却されるためには、のちの判示によつて原判決が正当
行為と認

めると、その要件と同一の要件を必要とする趣旨であるところを、
自行為と異なる権利の利益も必要とする趣旨であるところを、
を公表するに違ふところ、緊急性、方法の相違、原旨の趣旨を
ついでに昭和二四年五月一日判決の趣旨を、
解すべきも、この趣旨を、
為をこれより広く認め、
解釈の誤りはない。

2 について。

原判決が被告人らの本件行為は、やむを得ずしてなされた場合、
なれど、その要件と同一の要件を必要とする趣旨であるところを、
手段方法による見地から、刑法第三五条の法益と行為との
序全体の見地から、刑法第三五条の法益と行為との
持たないものと解するの相違、
決は、刑法第三五条の法益と行為との
第三七条の緊急避難のほかに、
れ社会的正当行為があることを認め、
を超法規的違法阻却事由と解する
と解するかに問題は、
法秩序とあい容れないことは、
厳格であるべきであるが、
のほかに社会的正当行為として

3 について。

前記のとおり、違法性阻却事由として自行為及び社会的正当行為を認める場合
において、その要件は、刑法第三六条の正当防衛第三七条の緊急避難の要件以上
厳格であるべきことは、所論のとおりである。そして、その要件として、
用の東京高等裁判所昭和三五年一月二七日判決（判例時報二九九年九頁）及びこれ
を支持した最高裁判所昭和三九年一月三日決定刑事判例集一八卷一〇号六九八頁
参照）が判示するように、健全な社会通念に照らし、動機、目的が正当であるこ
と、手段方法が相当であること、その行為により保護しようとする法益と行為の結
果侵害されるべき法益とを対比して均衡を失わないこと、その行為に出ること
の際における状況に照らし緊急を要するやむを得ないものであり、他にこれに代
手段方法を見出すことが不可能もしくは著しく困難であることを必要とするもの
解すべく、これを所論に副い、（1）目的の正当性、（2）手段方法の相当性、
（3）法益の権衡性、（4）状況上の相当性（緊急性、急迫性を含む）、（5）補
充性の原則（唯一の方法であり他の方法によることができなかつたこと）と要約す
こともできよう。

所論は、原判決が被告人らの行為が右要件を充足していないのに右要件を充足す
るものと判断した誤りを犯している旨主張するが、原判決が判示しているところを
通読すれば、原判決は、被告人らはA公安職員の違法な写真撮影行為を発見し、写
真撮影行為についての釈明と中止を目的として、同人の周囲に集つたところ、写
真撮影行為に耳を籍さず、強引に写真撮影を続行しようとしたので、その撮影行為
を妨害しようとして、同人の腕や写真機の紐を引つ張つたりしたが、七、八名ない
し一〇名位の被告人らを含む職員らが一人のA公安職員の周囲に集まつたので、押
したり、引つ張つたり、体や足がぶつかったりしたことはあるが、被告人らにカメ
ラを奪う目的や必要もなく、暴行の程度も、その間に同人がシャッターを切り、フ
イルムを巻くことができる程度の軽いものであつたとの事実関係を認定し、プライ
バシーの権利侵害としての写真撮影が行われ又は行われようとしているときは、被
害回復の手段として自行為及び侵害防止のための正当行為が許されるときは、被
告人らのとつた行動は、プライバシーの権利に対してなされた被害を回復する手段を
発見し併せて将来予想される同種の侵害を防止するためやむを得ずなされたもの
で、本件においてとつた行為以外にその目的を果す方法がなく、被告人らの暴行は
強度の暴行ではなく、本件行為に至るまでの諸般の事情を考慮すると、相当の行為
で、違法な写真撮影により職員の権利が著しく害されつつあることと被告人らの行
為により侵害されるべき法益との間に均衡があり、社会通念上許される相当な

方法であつたとし、法秩序全体の見地から刑法第三五条の正当行為とみなし、実質的に違法性がないと判断しているのであつて、結局、自救行為及び社会的正当行為の成立に必要とされる前記要件全部を備えているものと判断した趣旨を理解することができ、右判断はこれを是認することができる。

所論は、プライバシーの権利侵害を防止するのが正当な目的であるとしても、A公安職員の写真撮影を妨害し、写真機の紐が切れ程引張り、そのためたとえ軽微とはいえ右示指の中手指関節部に腫脹と運動制限の傷害を与えるような行為、一団となつて揉み合うような状態になるような行動をとることは、右目的を達するための手段方法として相当性があるか否か、唯一の方法であるか否か、A公安職員の写真撮影という公務執行との対比において法益の権衡性が認められるか否か、緊急性、相当性を含めて状況上の相当性が認められるか否かに疑問があるかと反論するが、A公安職員の写真撮影が違法なものであつて刑法第九五条の保護を受け得ないものであることは前記判断の通りであるから、これが正当な公務に基づく職務執行であることを前提として法益の権衡性がないと主張する所論は失当であり、A公安職員が被告人らの暴行によつて右示指の中手指関節部に腫脹と運動制限を伴う傷害を受けたことを認めることができないことは、これまた、前記判断の通りであるから、同人の右受傷を前提として、手段方法の不当性を主張する所論は失当であり、承諾なくして写真撮影され、だりにこれを公表されない利益を保持し、その被害に対しこれを回復し、切迫した侵害の危険に対しこれを防止するためには、違法な写真撮影の現場において、撮影者に対し釈明、中止、話し合いを求め、話し合いにより被害が回復されるいは侵害を防止し得た場合は格別、撮影者が釈明、中止、話し合いの要請を拒否し、強引に写真撮影を続行しようとするときは、現場において、これを妨害し撮影者をして撮影を中止させるため必要な手段をとり、あるいは、撮影済のフィルムを回収するために必要な手段をとり得るものと解すべく、撮影者の態度に応じて、撮影を妨害、中止させるため被撮影者がその周囲に集まり、撮影者の腕を押え、写真機やその紐を引っぱることがやむを得ない必要な手段として是認されることもあるのであり、また、写真撮影行為の特殊性から考えて、かかる場合における被害回復ないし侵害防止の手段が緊急性や急迫性があつてやむを得ない唯一の手段であると解せられるので、写真機の紐が切れたこと、一団となつて揉み合うような状態になるような行動をとつたことがあつたからといつて、手段方法が正当であること、それが右目的を達する唯一の方法であることを認めるに妨げなく、また、緊急性、急迫性を含めて所論状況上の相当性があると認定するに差支えないから、所論は失当である。原判決には所論のような法令解釈適用の誤りはない。

以上判断のとおり、原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認及び法令解釈適用の誤りはないから、事実の誤認及び法令解釈適用の誤りを主張する各論旨はいずれも理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により被告人ら三名に対する本件各控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 松本勝夫 判事 真野英一 判事 深谷真也)